

街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則（令和8年富山県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第8条の規定により、富山県警察が設置する街頭防犯カメラシステムを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 データ

規則第2条に定めるデータをいう。

2 街頭防犯カメラシステム

規則第2条に定める街頭防犯カメラシステムをいう。

3 受付装置

モニター画面及びカメラ操作機器で構成する装置をいう。

4 録画装置

防犯カメラによって撮影した映像（以下「撮影映像」という。）を電磁的に記録及び再生する装置をいう。

5 モニター業務

モニター画面の撮影映像閲覧及び検索をいう。

第3 管理運用体制及び任務

1 総括責任者

生活安全部生活安全企画課長は、街頭防犯カメラシステム総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステム全般の総括的な管理の責任を負う。

2 運用責任者

街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステムの運用及びデータの管理に関する責任を負う。

3 取扱責任者

街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署の生活安全課長又は刑事生活安全課長（執務時間外は当直責任者）は、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、次に掲げる業務を実施する責任を負う。

(1) 街頭防犯カメラシステムの保守及び点検に関すること。

(2) 受付装置及び録画装置（以下「受付等装置」という。）の管理及び取扱いに関すること。

(3) モニター業務の活用並びにデータの保存及び活用に関すること。

4 モニター業務及びデータ編集従事者

運用責任者は、モニター業務及びデータ編集業務に従事する者（以下「モニター業務等従事者」という。）を、あらかじめモニター業務等従事者指定簿（別記様式第1号）

により指定することとし、これ以外の者を当該業務に従事させてはならない。

第4 防犯カメラの設置

1 設置場所の選定

総括責任者は、防犯カメラの設置場所の選定に当たり、防犯カメラの設置が効果的と考えられる公共空間の適切な場所を選定するとともに、必要に応じ、プライバシー保護機能を適切に活用することにより個人のプライバシーを不当に侵害することがないよう配慮しなければならない。

2 設置場所の明示

総括責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明示するため、防犯カメラの設置地域に別図1の表示札を、防犯カメラ設置場所付近に別図2の表示札をそれぞれ見やすい場所に設置しなければならない。

また、富山県警察ホームページ上に防犯カメラ設置場所を掲載することとする。

第5 街頭防犯カメラシステムの運用

1 運用時間

街頭防犯カメラシステムは、24時間運用する。

2 受付等装置の設置

運用責任者は、受付等装置が部外者の目に触れないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 モニター業務

- (1) 取扱責任者は、犯罪の予防、捜査等のため撮影映像の検索が必要な場合は、モニター業務等従事者に検索を行わせることができる。
- (2) モニター業務等従事者は、事前に装置の操作方法、情報の取扱い等について取扱責任者から指示を受けることとし、この指示を受けていない者はモニター業務に従事することはできない。
- (3) モニター業務を依頼しようとする者は、受付等装置使用簿（別記様式第2号）に必要事項を記入し、取扱責任者の承認を得なければならない。

第6 データの保存、活用等

1 データの保存期間

録画装置でのデータの保存期間は2週間とする。

2 データの活用

データの活用は、次の手続によることとする。

- (1) データを活用するため媒体への保存を必要とする所属の長（以下「活用所属長」という。）は、データ保存依頼書（別記様式第3号）により運用責任者に依頼する。
- (2) 運用責任者は、前記(1)の保存を適当と認めるときは、モニター業務等従事者に当該データを作成させ、活用所属長に交付する。

なお、使用する媒体は活用所属長において用意するものとし、富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第1号）及びこれ

に基づく規程に定めるところによる。

- (3) 活用所属長は、保存データ管理表（別記様式第4号）により適正に管理し、活用終了後、速やかに媒体に記録したデータを消去するものとする。

なお、データを捜査資料として取扱う場合は、「富山県警察捜査資料管理要綱の制定について」（平成21年2月9日付け富刑企第334号）に基づき、適正な管理を行うこと。

- (4) 運用責任者は、データの作成、媒体の交付状況等をデータ保存依頼書により管理する。

3 データの提供

データの提供は、次に掲げる場合において、運用責任者が許可した場合に限り提供できるものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。

第7 情報の守秘

データから得られた情報は職務上知り得た秘密に該当することから、職員はこれを外部に漏らしてはならない。

第8 報告

1 運用状況の報告

運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（別記様式第5号）により、毎月ごとに総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、同運用状況について、半年ごと警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 公安委員会への報告

本部長は、前記第6の2の規定によりデータを活用したときは、半年ごとに富山県公安委員会へ報告するものとする。

3 異常時の報告

- (1) 取扱責任者等は、街頭防犯カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
- (2) 前記(1)の報告を受けた運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

第9 公表

本部長は、前記第8の規定による報告を取りまとめ、半年ごとに富山県警察ホームページ上で公表するものとする。

別記様式第1号 (第3関係)

モ二夕一業務等従事者指定簿

[illegible]

別記様式第2号 (第5関係)

受付等装置使用簿

[illegible]

年 月 日

警察署長 殿

(依頼所属長)
(担当課)

データ保存依頼書

街頭防犯カメラシステムのデータ保存について、次のとおり依頼します。

依 頼 所 属	担当者	所属 署（課） 係 階級（職） 氏名 電話				
	保存の理由 （罪名、手口等）					
	保存する データ内容	年月日	年 月 日	午 時 分	ころ～	
		カメラ番号	年 月 日	午 時 分	ころ	

運 用 責 任 者	受付年月日・番号		年 月 日 第 号			
	検討結果		☐ 承認 ☐ 不承認（理由 ）			
	保 存	年月日	年 月 日			
		担当者	課 係 階級（職） 氏名			
		媒体	U S B （ ）			
	交 付	年月日	年 月 日			
		交付者	課 係 階級（職） 氏名			
		受領者	所属 署（課） 階級（職） 氏名			
	備 考					

別記様式第4号（第6関係）

保存データ管理表

	受領日	街頭防犯 カメラ設 置警察署	交付媒体 及び数量	受領者	経緯	
1				階級 氏名	☐ 捜査資料と して管理 ☐ 消去等 ※処理日 ()	(消去等の確認者) 階級 氏名
2				階級 氏名	☐ 捜査資料と して管理 ☐ 消去等 ※処理日 ()	(消去等の確認者) 階級 氏名
3				階級 氏名	☐ 捜査資料と して管理 ☐ 消去等 ※処理日 ()	(消去等の確認者) 階級 氏名
4				階級 氏名	☐ 捜査資料と して管理 ☐ 消去等 ※処理日 ()	(消去等の確認者) 階級 氏名
5				階級 氏名	☐ 捜査資料と して管理 ☐ 消去等 ※処理日 ()	(消去等の確認者) 階級 氏名

年 月 日

生活安全企画課長 殿

警察署長
(課)

街頭防犯カメラシステム運用状況報告書

年 月分の街頭防犯カメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検挙	件
	事後捜査	件
	その他	件

注1 データ保存件数は、受付等装置使用簿の使用目的欄のデータ保存件数の合計

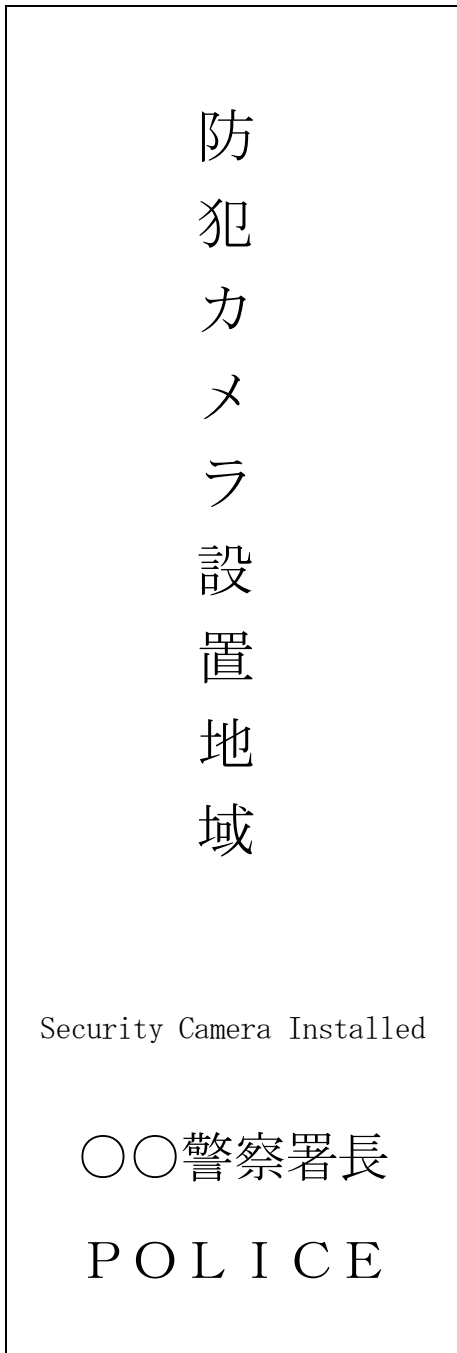
注2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的 に係る罪名	
------------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 受付等装置使用簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

別図1（第4関係）



別図2（第4関係）

